

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19720189
 研究課題名（和文） 中国における戦後処理の再考察 戦犯裁判と漢奸裁判の実証比較研究
 研究課題名（英文） Rethinking of Postwar Processing in China- A Comparative Case Study of War Crimes Trials and Chinese Traitors Trials.
 研究代表者
 和田 英穂（WADA HIDEHO）
 尚絅大学・文化言語学部・講師
 研究者番号：90441899

研究成果の概要：

これまで一次資料による実証研究がほとんどなされてこなかった漢奸裁判について、関連史料の収集につとめ、主に判決表や陳述書、速記録などを収集、分析することができた。これらの資料の中で、特に判決結果など各裁判資料によって漢奸裁判では具体的に何がどのように裁かれ、どのような判決結果が下されたのかについて考察し、漢奸裁判の実際についてうかがうことができた。

また、本研究のもうひとつのテーマでもある戦犯裁判との比較については、両裁判との比較によって、当時の国民政府の戦後処理における、両者の位置づけをより鮮明にすることができた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
19年度	1,300,000	0	1,300,000
20年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	180,000	2,080,000

研究分野：史学

科研費の分科・細目：東洋史

キーワード：戦後処理、戦犯、漢奸

1. 研究開始当初の背景

報告者はこれまで日中間に横たわるいわゆる「歴史問題」の原因のひとつとして、不徹底な戦後処理に着目し、主に中国による対日戦犯裁判に関する研究をおこなってきた。日本、中国、台湾に散逸する関連一次資料の収集、整理、分析につとめ、裁判の徹底的な実証研究をおこない、その成果は博士論文に結実した。

こうした戦犯裁判研究を進めるうちに、当時の中国の戦後処理において戦犯処理と重なるように漢奸処理がおこなわれていたことが分かってきた。元来性格を異にする両裁判だが、中国においては台湾人のケースのように複雑に絡み合い、その定義も同一視するケースすらあった。しかし、この漢奸裁判に関する研究もまた資料的制限などの理由から、実証研究はほとんど為されておらず、主

に公刊物が回想録に拠る場合が多かった。

そこで報告者は、この漢奸裁判に関し、一次資料による実証研究によって、裁判の実際を解明することを第一の目標とし、それにより両裁判の当時の国民政府内部での位置づけをより明確にすることを研究目的とした。

2. 研究の目的

本研究では、以下の点について主な研究の目的とした。

(1) 中国国民政府による日本に協力した中国人に対する裁判、すなわち漢奸裁判について考察し、漢奸に対する国民政府の処理方針を戦犯裁判の場合と比較することで、戦犯裁判に対する当時の中国政府の姿勢をより鮮明にする。

(2) 日本とも深く関わる漢奸裁判について、裁判の全体像を把握し、有力者に対する裁判だけではなく、それ以外の圧倒的多数の個々の事例を検証し、また、どのような行為に協力したことで捌きを受けたのかについて実証研究を進めることで、戦後処理研究と戦後史研究のひとつの空白部分を埋める。

(3) 当時の「漢奸」の定義について「戦犯」の場合とも比較・考察することで、当時の「中国」意識を別角度から解明する。

3. 研究の方法

研究方法としては、関連史資料をまとめるとともに、できる限り一次資料を根拠として考察する、オーソドックスな実証研究を中心とした。その主な資料の出所は以下のとおり。(現在中国の対日戦犯裁判と漢奸裁判に関する公文書で最も多く公開しているのは台湾。)

(1) (台湾) 国史館：「行政院档案」「司法行政部档案」「司法院档案」など。特に裁判に関わった司法行政部と司法院を重点に閲覧。

(2) (台湾) 国防部史政編訳局：「国軍档案」。戦後各地の戦後処理にあたった国防部の公文書には多くの関連資料が存在。

(3) (台湾) 档案局：現在 30 年を経過した公文書を所蔵する機関であり、漢奸関連の公文書も多数保存。

以上の史資料をもとに、漢奸研究の第一人者羅久蓉副研究員(台湾中央研究院近代史研究所)および同張力研究員、徐勇教授(北京大学)、加々美光行教授(愛知大学)の研究協力により、情報提供や意見交換を実施しつつ考察を実施した。

4. 研究成果

本研究の主な研究成果は以下の通り。

(1) 漢奸裁判関係

今回判決結果 224 名分(上海法廷、山西法廷)を収集することができた。全体の数(数万人が起訴されたといわれる)からはまだまだ少ないが、上海と山西という日本軍による占領が深く浸透し、漢奸(売国奴)容疑者が多数存在したことが想像できる 2ヶ所の判決結果であることから、漢奸裁判の重要なケーススタディといえる。その内訳から以下のことが判明した。

結果

死刑	2
無期刑	3
有期刑 6~15 年	24
有期 1~5 年	178
罰金刑	8
無罪	5
その他	4
合計	224

有期刑 1 年~5 年が全体のおよそ 8 割を占めており、比較的寛容な裁きが下されたといえよう。

対象

傀儡政権協力者	159
日本軍協力者	33
民間	24
その他	8
合計	224

被告の中で最も多かったのは汪兆銘政権など蒋介石政権と対立し、日本の傀儡政権と目された各政権の関係者であり、159 名に上る。ついで日本軍への協力者で 33 名、民間の傀儡政権や日本軍への協力者 24 名である。訴追の主な対象は傀儡政権関係者であり、7 割を占める。日本軍への直接の協力よりも、中国の「正統」たらんとする蒋介石率いる国民政府を「裏切った」汪兆銘政権を代表とする各傀儡政権への協力を重く見たといえよう。

罪状

「敵国に通じ、本国への反抗を図った罪」 (徴治漢奸条例第 2 条第 1 項第 1 款)	154
「敵国に通じ、軍職に従事した罪」 (徴治漢奸条例第 2 条第 1 項第 8 款)	45

款)	
その他(資産供給、食糧供給、兵器供給等)	25
合計	224

最も多く適用されたのは、漢奸処理の基本法規であった徴治漢奸条例の第2条第1項第1款「敵国に通じ、本国への反抗を凶った」であり、あらゆる行為を「漢奸」行為として見なそうとしていた漢奸処理において、最もその適用範囲の広い同条項がやはりその大部分を占めたのである。

(2)判例

本研究では、これまで注目されてきた汪兆銘のようないわゆる「巨奸」と呼ばれる大物漢奸ではなく、それ以外の一般の漢奸に着目した。漢奸裁判の本質は「巨奸」よりもむしろ、傀儡政権下、あるいは日本軍の占領下で自ら進んで、または苦渋の選択を強いられた人々にこそ存在すると考え、それらの裁判資料を分析し、特徴的な判例を幾つかピックアップすることができた。

被告A(上海の警察)

漢奸裁判で最も多いとかがわれる傀儡政府に勤務していた判例である。被告Aは三民主義青年団団員13名を逮捕、拷問をくわえたとして、起訴され、無期刑の判決が下された。しかしその後、最高法院により差し戻され、再審がおこなわれた結果、有期刑5年の判決が下された。

被告Aの陳述や証言によれば、被告Aは家族のために上海に残らざるを得ず、在任中は国民政府の地下工作員のために手助けした、とある。このことは多くの証言により証明され重刑は免れるも、最後には警察であったことが「傀儡政権に加担した」とされ、有罪となった。

被告B(労働者)

この判例も日本軍に従事した比較的多いケースである。

被告Bは日本軍に従事した罪で有期刑6年の判決が下された。もともと被告Bは日本軍の野戦倉庫に食料を運ぶ仕事についていたことで、「敵に通じ、食料を供給した」(条例第2条第1項第5款)罪で起訴されていた。しかし、片言日本語ができたことでしばしば通訳させられ、身分証に通訳と記されていたことで「敵に通じ、軍職に従事した」(条例第2条第1項第8款)の罪に問われた。

元来民間で「敵に通じ、食料を供給」していたのが、わずかに日本語を解してしまっただけのために「軍職に従事した」とされてしまったケースである。

被告C(通訳)

この判例ものように民間と軍の解釈の間で揺れたケースである。三菱重工業の造船所勤務の通訳だった被告Cは、同造船所から200数名の中国人労働者が造船のためにシンガポールに送られた際、通訳の業務に就いていたことが罪に問われた。この際、同造船所が三菱重工業の民間の造船所か、日本軍管理下にあった造船所かで審議され、結局日本軍管理下の重要機関とみなされ、被告Cは日本軍の通訳として「敵に通じ、軍職に従事した」罪で有期刑6年の判決が下された。

以上のように、容疑の内容云々で量刑の軽重が決まるも、何らかの形で傀儡政府や日本軍のもとで「仕事」をしていれば、有罪は免れなかった。

漢奸容疑者は突然傀儡政権下に、あるいは強制的に日本軍占領下に置かれた場合が多く、さまざまな理由からそこを動くこともできず、生活のために傀儡政府あるいは日本軍と関わりのある仕事をした。戦後になると今度はそれが売国行為であるとされた。漢奸もまた日本が生み出した悲劇であり、一種の戦争責任といえよう。

(3)戦犯裁判との比較

【相違点】

判決結果

その規模も大きく異なるため、単純な数の比較は困難だが、戦犯裁判の死刑149/883、無期刑83/883の結果と比べ、漢奸裁判では重刑の割合が低いといえる。無期刑が再審の結果有期刑に減刑された例も幾つか見られることから、一般庶民に対する重刑判決は慎重を期したことがうかがえる。

法的根拠

戦犯裁判とは異なり、戦前から漢奸を裁く法律は存在し、国内刑法等の適用もしやすかったことから、戦犯裁判と比べて法の適用に関する混乱は少なかった。

【共通点】

中国人による中国人の「戦争犯罪」処理中国における戦後処理ではしばしば「戦犯」と「漢奸」を混同していたが、そこには「漢奸」は一種の「戦犯」であると見なす意識が存在していた。したがって、漢奸裁判は当時の中国人にとって一種の戦犯裁判でもあった。

国内・国際情勢

同時期に実施された両裁判には、内戦の勢力争いや冷戦構造形成下での生き残りかけた厳しい政治情勢が大きく影響した。すなわち、国民の支持を集めると同時に、国際情勢も見据える必要があったため、

両裁判は一方で厳しく、また一方では妥協する内容となった。

以上が本研究課題の主な成果である。これらの成果について、特にこれまでほとんど語られてこなかった漢奸裁判の実際について、一般庶民の判例を中心に考察することができたことは今後の中国戦後処理研究に新たな視点を提示することができた。

しかし、今回の研究課題では資料が膨大かつ散逸していたことから、漢奸裁判全体を網羅するほどの史資料を収集することはできなかった。所在は一定程度把握できたことから、今後も資料収集を継続することで、更なる解明を進めることが期待できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

和田英穂「国民政府の戦犯処理と漢奸処理」、『近きに在りて』、依頼原稿、2009年度公刊予定。

〔学会発表〕(計 3件)

和田英穂「「漢奸裁判」では何が裁かれたのか - 「漢奸」の定義と上海法廷における「普通漢奸」の判決結果を中心に -」、熊本学園大学東アジア社会文化研究会、2008年11月29日於熊本学園大学

和田英穂「台湾の戦犯と漢奸」、広島大学大学院社会科学研究科・政治学台湾史研究所共催日台国際学術交流ワークショップ「国際人権保障体制確立への国際法的歴史的アプローチ」、2008年1月12日於広島大学

和田英穂「中国における戦後処理の一考察 - 「漢奸裁判」をめぐる「漢奸」の定義と実際」、九州歴史科学研究会、2007年7月28日於西南学院大学

〔その他〕

ホームページ：

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/wada/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

和田 英舗 (WADA HIDEHO)

尚絅大学・文化言語学部・講師

研究者番号：90441899

(2)研究分担者

(3)連携研究者